

加治木監督署だより 第24号

(文書内敬称等略)

令和5年2月



I 労働保険料の納付は口座振替が便利です！

毎年、納付頂いております労働保険料ですが、**口座振替**を活用してはいかがでしょうか。メリットとしましては、以下のとおりです。

- ① 金融機関等への窓口へ行く手間と待ち時間が解消されます。
 - ② 納付忘れや遅れ等での延滞金が課される心配の解消（手数料も無料です）。
 - ③ 通常の納入期限より、口座振替日が後になるため、期日的なゆとりができます。
- 詳細については、鹿児島労働局労働保険徴収室（電話 099-223-8276）へ確認願います。

II 自動車運転者の改善基準告示が変わります！ 荷主等の皆様もご確認を！

令和6年4月より、トラック等運転者の改善基準告示が改正されます。主な改正点は、

- ①1年間の拘束時間 3516時間→**原則3300時間（最大3400時間）**
- ②1か月の拘束時間 原則293時間（最大320時間）→**原則284時間（最大310時間）**
- ③1日の休息時間 継続8時間→**継続11時間を基本とし、継続9時間**

運送業者ばかりでなく、荷主の方も長時間の荷待ち時間の**改善**に向けて協力願います。

III 労働相談事例など

質問) 従業員に健康診断を受診させようと考えていますが、健康診断そのものの費用負担と健康診断に要した時間分の賃金の支払いが必要か、確認したい。

回答) 健康診断の実施に要する費用は、事業者健康診断の実施が義務付けられている以上、**当然に事業者が負担すべきもの**です。ただ、健康診断を受診に要した時間にかかる賃金の支払いについては、「**一般健康診断**」の場合は、**労使間の協議**により決めて頂くもので、「**特殊健康診断**」の場合は**労働時間**とみることとされています。

加治木署管内労働災害発生状況

令和4年分 速報値（1月末現在）（新型コロナウイルス感染症除く）

年 業種	死傷者数 休業4日以上	対前年増 減(死傷)	死亡者数	対前年増 減(死亡)
全産業	284	+7	2	-1
製造業	54	0	0	-1
建設業	35	+1	2	+2
陸上貨物 運送事業	35	+13	0	0
第三次	129	-15	0	0
その他	31	+8	0	-2

鹿児島県最低賃金

(高校生等も含む)

時間額 **853円**

記事についてのお問合せは

加治木労働基準監督署
担当 秋山
始良市加治木町新富町98-6
(加治木工業高校隣)
TEL 0995-63-2035